

議案第66号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年南風原村条例第27号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止等専門委員会並びにいじめ問題調査委員会を設置するにあたり委員の報酬等を定める必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表教育支援委員会委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
いじめ防止等 専門委員会委員	医師・弁護士・ 大学教授	日額	11,000	〃	〃	〃
	その他の委員	日額	4,900	〃	〃	〃
いじめ問題 調査委員会 委員	医師・弁護士・ 大学教授	日額	11,000	〃	〃	〃
	その他の委員	日額	4,900	〃	〃	〃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。